

## 第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画（案）に

### についてのご意見の内容と市の考え方

計画名	第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画
募集期間	令和3年1月20日（水）～2月10日（水）
公開場所	福祉課、市役所1階ロビー、各出張所、図書館で閲覧、市ホームページに掲載
意見数	2件

※ 提出された意見は原文のまま掲載しております。

#### ○いただいた意見・提案 【1】

3人の障害のある子どもを育てている母親です。福祉計画案を拝見し、明記されていなかった部分について思いをお伝えしたいと思い、メールいたします。

##### ・就学前の訓練や園交流について

現在こすもす園に通っている子どもだけが言語訓練・作業訓練・こども未来園への園交流をすることができます。私自身も未就学・未就園の子どもにとって訓練は非常に重要だと考え、妊娠中でありながら無理をしてこすもす園に長男と通っていました。しかし、そんな無理をしなくては受けられない特権なのではないでしょうか。養育者の事情で、母子通園のこすもす園に通うことができない障害児もいるはずで、犬山市の住む障害児には発達に応じて平等に訓練と園交流をする権利があると思います。訓練は実費では高額ですし、病院は人気で申し込んでもすぐには受けられません。例えば犬山病院・医療と連携するなど、ご検討をお願いします。

##### ・子ども向けの短期入所施設について

現在、犬山市で18歳未満の子どもが利用できる短期入所施設はぼんぼネットワークの喜和璃がありますが、子ども専用ではなく、大人の中で一人子どもが過ごすだけです。子ども専用ですとコロニーの中にある「はるひの家」や可児にあります。短期入所が必要な時は急に訪れます。私自身、次男の入院で付き添いで病院で寝泊まりせねばならず、長男と三男の預け先を探しましたが見つからず、実家に預けましたが次男の退院直後に今度は私の母が倒れて入院してしまいました。犬山市内にも子ども向けの短期入所施設ができることを強く望みます。

#### ◆市の考え方 【1】

・就学前の訓練や園交流について

就学前の子どもに対し、保健センターでは1歳6か月児や3歳児健診の事後教室の一環として親子教室を実施しており、継続的な療育を必要とするお子さんについては市内の障害児通所支援施設をご紹介します必要な支援にお繋ぎしています。

当市は、障害児通所支援施設「こすもす園」を公立設置しており、保護者と一緒に1人ひとりに合わせた発達支援（療育）を行っています。その中で言語訓練・作業訓練やこども未来園への園交流などを「こすもす園の療育の一環」として行っています。

病院での言語訓練等については、予約が取りにくい病院もありますが、市内の病院のほか、市外（県外など）の病院でも保険適用で訓練を受けることができるところもあり、保護者からのご相談に応じ情報を提供しています。

・子ども向けの短期入所施設について

当市では、保護者の疾病、家族の看護、育児疲れなど、家庭の様々な事情で子どもの養育が困難になったときに、児童養護施設などの適切な施設で一時的にお預かりする犬山市子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しております。お預かりできる期間は原則7日以内で保護者の所得状況等により利用料が必要となります。

なお、利用にあたってはお子様障害の程度や施設の人員体制等により、対応できない場合があります。そのような場合は、市から一宮児童相談センターへ緊急的な一時保護を依頼し、一宮児童相談センターが受入施設を探します。受入先が確保できた場合は、愛知県の事業となりますので、一宮児童相談センターと利用者との間で手続きを進めていただきます。

○いただいた意見・提案 【2】

15 ページ

(1) 発達障害者

「通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒数」について。  
調査対象者が「発達障害者」と限定的なのはなぜですか。

あわせて、現在運用中の特別支援教育支援員の仕事内容が発達障害者のみと限定的なため仕事内容の拡大をお願いします。

現在の犬山市立の小学校の普通学級には発達障害者だけが「特別な支援」を「特別支援教育支援員」から受ける事が出来、身体障害者は親が学校へ付き添い支援をしなければならぬため「特別な支援」は障害者に対し平等に行き渡っていないと感じます。身体障害者の子供は犬山市の「介助員」というシステムで登校日数と登校時間のそれぞれ50%程度の支援を受け、残りは家族の付き添い支援50%が必須となっている事に疑問を感じます。

母親は付き添いのため働くことは難しく、父親が働くこととなりますが、母親自身が病気や妊娠、きょうだい児の子育て、介護、共働き、ひとり親等家庭の事

情がさまざまあり付き添う事が困難な場合、身体障害者の子供は家族や本人が希望しても通常の学級で教育を受けることが出来ません。

学校へ実際に通っている身体障害者は自分だけが親が学校に居ることに嫌悪感を感じており、また当事者だけでは無く、きょうだい児も同じ学校に在籍しているため、本人と同様に嫌悪感を感じています。

親を付き添わせるというのは手っ取り早く安くて簡単な方法ですが、現実につき添っている母親にとっても相当なストレスがある事を知って下さい。仕事ではないのに、その場所にいる大人というだけで我が子以外の児童の対応をしなければならぬ、我が子と距離が近すぎて虐待してしまうのではという不安を感じた事も多々あります。

「私たちの事を私たち抜きに決めないで」という言葉が有りますが、親の付き添いを嫌がっている当事者やストレスを感じている当事者家族の考えを聞いて、制度を作ってください。

平成 24 年頃から文科省より「インクルーシブ教育」が提唱されるようになり、様々な障害種別をもつ子供が犬山市立の通常の学級にも存在しています。その子供達当事者のために「発達障害者」だけ限定するのではなく、障害種別問わず人数を公表してください。

ひいては「特別な支援」は特別支援教育支援員の仕事内容の拡大に繋がり、公表されたデータを元に様々な支援が可能になる仕事内容に変わって行く事を希望します。

特別支援教育支援員の仕事内容の限定を解除する事はこの先に待つ SDGs に繋がっていくと私は考えます。

特別支援教育支援員の仕事内容の限定解除をした後、家族の付き添い 50%部分を特別支援教育支援員が補って頂くようお願いいたします。

そしてどんな障害があってもどんな家庭環境でも特色ある犬山市の教育を希望する学級で受けられるようにして欲しいです。

#### ◆市の考え方 【2】

「通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒数」に関する調査は、発達障害者支援法で定める障害者に限定しておらず、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒について調査しています。

特別支援教育支援員についても同様に、発達障害者支援法で定める障害者に限定せず、発達につまずきや困難を抱えていたり、学習障害を抱えていたりするなど、学びにハンディキャップがある児童生徒を対象としています。特別支援教育支援員は学校に配置して、児童生徒の学校生活を支援しています。

併せて、重度の疾病や障害がある児童生徒には、特別支援教育介助員や医療的ケア支援員を配置し、個別支援を行っています。

インクルーシブ教育により、様々な障害種別をもつ児童生徒の入学が増えており、学校での配慮の範囲が多岐に渡り、学校での個別の支援がより必要になって

きています。このような状況に対応するため、令和3年度から特別支援教育介助員及び医療的ケア支援員の配置時間と日数を拡充します。